**○近畿地方整備局告示第九十一号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十三号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員延長 |
|---|---|---|
| 大阪市西淀川区中島一丁目九七九番三から同市西淀川区佃七丁目一〇〇番一まで | 前 | 四三・六〇～四三・九一メートル　〇・二一〇キロメートル |
| | 後 | 四三・六〇～四三・九一　〇・二一〇 |

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

**○近畿地方整備局告示第九十二号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日　近畿地方整備局長　上総　周平

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 四十三号 | 大阪市西淀川区中島一丁目九七九番三から同市西淀川区佃七丁目一〇〇番一まで | 近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十二年三月二十六日

**○近畿地方整備局告示第九十三号**

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　路線名　中国横断自動車道姫路鳥取線

(二)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員延長 |
|---|---|---|
| 兵庫県佐用郡佐用町口長谷字申山二一九番一五五から同町東中山字堂屋敷八〇三番まで | 前 | 一〇〇・五〇～一一八・一〇〇メートル　八・三六七キロメートル |
| | 後 | 一〇〇・五〇～一〇七・八〇　八・四二二 |

(三)　図面縦覧場所　近畿地方整備局、中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

**○近畿地方整備局告示第九十四号**

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日　近畿地方整備局長　上総　周平

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 中国横断自動車道姫路鳥取線 | 兵庫県佐用郡佐用町口長谷字申山二一九番一五五から同町東中山字堂屋敷八〇三番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 近畿地方整備局、中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十二年三月二十八日十七時

**○中国地方整備局告示第六十号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十六日　中国地方整備局長　福田　功

一　施行者の名称　山口県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成八年建設省告示第千九百二号萩都市計画道路事業三・四・五号今魚店金谷線

三　事業施行期間　自平成八年十月七日至平成二十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成八年建設省告示第千九百二号の事業地のうち山口県萩市大字南片河町字南片河町、大字南古萩町字南古萩町及び大字平安古町字安吉地内において事業地を変更する。

使用の部分　平成八年建設省告示第千九百二号の事業地のうち山口県萩市大字南片河町字南片河町、大字南古萩町字南古萩町及び大字平安古町字安吉地内において事業地を追加する。

**○中国地方整備局告示第六十一号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十六日　中国地方整備局長　福田　功

一　施行者の名称　山口県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十一年建設省告示第千八百七十号岩国都市計画道路事業三・三十六号牛野谷線及び三・五・二十四号牛野谷川西線

三　事業施行期間　自平成十一年十月二十七日至平成二十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

**○中国地方整備局告示第六十二号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十六日　中国地方整備局長　福田　功

一　施行者の名称　山口県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年中国地方整備局告示第三十三号周南都市計画道路事業三・二・三百一号中央通線及び三・四・四百二号中央通り線

三　事業施行期間　自平成十六年三月十九日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

**○中国地方整備局告示第六十三号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十六日　中国地方整備局長　福田　功

一　施行者の名称　岡山県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年中国地方整備局告示第三十八号津山広域都市計画道路事業三・四・津八大谷一宮線

三　事業施行期間　自平成十六年三月二十六日至平成二十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし